



## ひとり親カフェの開催

\* 時間はいずれも13時30分から15時30分  
\* 講師からのお話の後、交流会を行います。

ひとりじゃないよ!  
ほっこりティータイム

とき	内容	申し込み締切日
第1回 令和4年 9/10	私の体験から思うこと 講師●ひとり親さん	8/31
第2回 令和4年 10/22	自己肯定感アップの方法について 講師●心理カウンセラー 香田佳江氏	10/12
第3回 令和4年 11/12	姿勢のゆがみが引き起こす 腰痛・肩こり予防について 講師●健康運動指導士(運動指導歴15年以上) 山川華代氏	11/2

★ ひとりで子育てや仕事などしているひとり親さん同士の交流の場です。  
離婚を考えてみえる方の参加も可能です。



## 巡回相談

児童扶養手当の現況届け提出時期に合わせ、相談員が各地域の市役所・町役場にて、お悩みやご相談などお話を伺います。

圏域	市町村	開催日時	時間	会場
岐阜圏域	各務原市	8月2日(火)	12:00~16:00	本庁舎1階 ④番窓口
	瑞穂市	8月8日(月)	13:30~16:00	穂積庁舎3階 相談室
	笠松町	8月12日(金)	9:30~11:30	庁舎3階 監査委員会室
	北方町	8月19日(金)	9:30~11:30	本庁舎2階 第2会議室
西濃圏域	大垣市	8月1日(月)	12:00~16:00	庁舎1階 子育て支援課相談室
	揖斐川町	8月2日(火)	9:30~11:30	本庁舎1階 第1会議室
	神戸町	8月9日(火)	9:30~11:30	本庁舎1階 相談室
中濃圏域	美濃市	8月5日(金)	13:30~15:30	本庁舎1階 相談室
	関市	8月16日(火)	12:00~16:00	本庁舎1階 市民ホール
	美濃加茂市	8月4日(木)	12:00~16:00	美濃加茂市生涯学習センター 203号室
	可児市	8月10日(水)	12:00~16:00	本庁舎1階 相談室4
東濃圏域	恵那市	8月12日(金)	12:00~16:00	西庁舎1階 相談室2
	瑞浪市	8月17日(水)	12:00~16:00	瑞浪市保健センター1階 相談室1
飛騨圏域	高山市	8月3日(水)	12:00~16:00	本庁舎3階 行政委員会室



## 就業支援講習会のご案内

第一次の受付は4月末に終了しましたが、パソコン講座等一部の講座についてはこれからの申込みが可能です。詳しくは、センターにお問い合わせください。



- 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、ほかにも
- ・就業相談
- ・養育費相談
- ・弁護士による無料法律相談
- ・ファイナンシャルプランナーによる無料家計相談
- ・面会交流支援 等を行っています。

### スーツ等貸出し事業 (岐阜市在住の方)

就職試験の面接等就職に必要なスーツ等無料貸出しをしています。

- ・女性用スーツ7号~15号
- ・女性用ジャケット
- ・男性用スーツ標準タイプ
- ・男性用ジャケット



## その他の支援

### 仕事・キャリアアップ・資格取得を応援します!



#### 自立支援教育訓練給付金事業

- 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した場合、一定の割合で給付されます。
- ★受講開始前に申請(講座の指定)が必要
  - ★対象者: 児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方  
一般教育訓練または特定一般教育訓練もしくは専門実践教育訓練等を修了した者
  - ★支給額: 一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格でない者  
受講に要した経費の60%(支給上限20万円、1万2千円を超えない場合は支給無し)  
専門実践教育訓練給付金の受給資格を有していない者  
受講に要した経費の60%(支給上限160万円、1万2千円を超えない場合は支給無し)  
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格を有しているもの  
雇用保険法による一般教育訓練給付金等による支給額を差し引いた額(その額が1万2千円を超えない場合は支給無し)



#### 高等職業訓練促進給付金等事業

- 看護師や介護福祉士、言語聴覚士などの資格取得を目的に、修業する場合に給付されます。
- ★修業開始前に相談が必要(受講開始後でも申請は可能ですが、支給期間が短くなる場合があります)
  - ★対象者: 児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方  
養成機関で1年以上就業し、対象資格の取得が見込まれる方(令和3~4年度においては6ヶ月以上の訓練も対象)
  - ★支給額: 非課税世帯 月額100,000円(修業最終年次は月額140,000円)  
課税世帯 月額70,500円(修業最終年次は月額110,500円)
  - ★支給期間: 修業期間の全期間(上限4年)

#### 高等職業訓練促進資金貸付制度

- 入学準備金・就職準備金・住宅支援資金を貸し付けます。
- ★入学準備金・就職準備金  
・高等職業訓練促進給付金の支給決定後、6か月以内に申請  
・貸付額: 入学準備金50万円(上限) 就職準備金20万円(上限)
  - ★住宅支援資金  
・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けた後、申請  
・貸付額: 入居している住宅の家賃の実費 月額4万円(上限)
- ※その他詳細(利子、返済免除要件等)についてはご相談ください。



### 生活に必要な資金を応援します!

#### 母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸し付けます。

- 子どもが大学進学を希望しているので、お金が必要だ → 修学資金、就学支度資金
- 専門学校に入学して、資格を取得したい → 技能習得資金
- 技能習得のため学校へ通っているが、生活費が不足している → 生活資金
- 現在両親と同居しているが、仕事の都合によりアパートに引っ越し予定がある → 転宅資金

上記のほか、様々な状況に応じた資金を貸し付けています。また、貸し付け条件は資金により異なります。